

2023年10月10日

研究不正調査報告書

iU 研究不正調査委員会

1. 調査に至る経緯

2023年7月26日（水）外部研究機関より連絡および調査依頼があった。

調査依頼の内容は、2023年7月頃、元教授（以下「被告発者」）と共同研究者（以下「共著者」）から、所属：iUの表記で共同執筆論文を外部研究機関のプレプリントサーバーに投稿があったが、本件論文は、2021年にある研究グループが「科学学術誌」に発表した論文（以下「先行研究の論文」）と酷似しており、他人の論文を不正投稿（盗用）したのではといった疑いがあるとのことであった。

上記連絡を受け、学長は、iU（以下「本学」）の「研究活動及び公的資金の使用に係る公正性確保に関する規則」（以下「本規則」）第9条に準じて、調査を行うことが必要であると判断し、外部委員を含む研究不正調査委員会（以下「本調査委員会」）を設置し、調査を開始した。

なお、本件論文に係る研究に関し、本学が公的資金の提供を受けている事実はない。

2. 調査

（1）調査体制

名称：iU 研究不正調査委員会（2023年8月1日設置）

調査委員会委員8名

（学内委員）

委員長：（電子学園理事、iU 副学長）

委員：（講師：不正防止計画推進委員会委員長）

（教授：不正防止計画推進委員会委員）

（教授：不正防止計画推進委員会委員）

（准教授：不正防止計画推進委員会委員）

（IM局職員：アドミニストレーションユニット長）

（IM局職員：不正防止計画推進委員会委員）

（学外委員）

委員：（法律事務所副所長 弁護士）

（2）調査期間

2023年8月3日～2023年10月4日

(3) 調査対象者

- ・被告発者
- ・共著者

※なお、共著者に関しては本学と雇用関係なし。

(4) 調査方法・手順

外部研究機関より提供を受けた、先行研究の論文と被告発者、共著者の論文の内容を比較、突き合わせ精査をおこない、さらに被告発者にはビデオ会議システム「ZOOM」にて面談調査を行い、本件論文の投稿に関するヒヤリングを行った。

(5) 調査資料

- ・本件論文
- ・先行研究の論文
- ・論文比較一覧表
- ・被告発者のヒヤリング記録
- ・2023年9月6日付電子メール
- ・別件論文データ

3. 調査結果

(1) 認定した行為の種別

不正行為（本規則第4条（3）の「盗用」及び同条（5）の「不適切なオーサーシップ」）と認定した。

(2) 不正行為を認定した論文

本件論文

(3) 不正行為を認定した研究者

- ・被告発者
- ・共著者

(4) 当該論文の共著者の関与について

共著者は、IU所属である旨本学に無断で本件論に記載し、本件論文の投稿を行った。

(5) 認定理由

ア 不正行為の定義・判断基準

本調査の結果、本件論文について「盗用」と認定した。

本規則第4条(3)によれば、「盗用」とは、「他の研究者のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用したこと」、また、同条(5)によれば、「不適切なオーサiership」とは、「研究論文の著書リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為」と定義されている。

そして、本規則によれば、調査方法は、「告発された研究活動に係る論文、実験・観察ノート及び生データ等の各種資料並びに公的資金の執行に係る各種証拠の精査、関係者のヒヤリング、再実験の要請等により行うものとする。この際、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。」(第12条)とされており、また、不正行為の認定は、「不正行為に関する証拠が提出され、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。」「また、実験・観察ノートや生データ等、本来存在すべき基本的要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。」(第15条2項)とされている。

よって、本調査では、上記基準に則り、不正行為の認定をした。

イ 本件の事情

まず、投稿された本件論文は、論文比較一覧表から明らかなおり、著者名、ワクチンの名称、実験者の人数が異なること等を除き、先行研究の論文とほぼ全ての内容が同一であり、また、ワクチンの種類や実験者の人数が異なるにもかかわらず、研究結果が全く同一になることは通常あり得ないことから、本件論文は先行研究の論文の研究結果を故意に流用したものであることは明らかである。

また、被告発者も、本件論文は投稿する目的で作成したものではなく、プレプリントサーバーの操作方法を理解するために、練習用データとしてプレプリントサーバーのサーバーにアップロードしていたものであるが、共著者が他者の医学系論文(先行研究の論文)の一部を修正した内容であることは承知していたこと及び被告発者自身がプレプリントサーバーに誤って本件論文を投稿したこと自体は認めており、投稿が故意であるか過失であるかにかかわらず、本件論文は先行研究の論文の「盗用」に該当するものと認定した。

さらに、本件論文では、本学所属でない共著者が本学所属の教員である旨表示されていることから、「不適切なオーサiership」に該当することも認定した。

これに対し、被告発者は、2021年に本件論文をプレプリントサーバーにアップロードしていたことを失念しており、今般、2023年7月に、共著者と作成した別の新たな論文(以下「別件論文」)を投稿した際に誤って、本件論文も同時に投稿してしまったものであり、本件論文の投稿は故意ではなく、過失によるものであった旨主張している。

そこで、本調査委員会は、被告発者に対し、2023年9月6日付電子メールにて、メール受領後1週間以内に別件論文を提出するよう求めたところ、被告発者より、

同日付メールで返信があり、別件論文としての論文データ（以下「別件論文データ」）が添付ファイルの形式で提出された。別件論文データは、被告発者による過失の主張を一部裏付けるものであるものの、プレプリントサーバーに本件論文と同時に投稿されたことや、投稿の日時などを証明するものではないことに加えて、「DRAFT」と表記されており、提出版と内容が異なる可能性があること、共著者とされる研究者の氏名の表記がないことなど故意による投稿の疑念を完全に払拭するものとは言えない。

仮に被告発者の主張するとおり、本件論文の投稿が過失によるものであれば、プレプリントサーバーに投稿された本件論文と別件論文の投稿日時は同時又は極めて近接しているはずであるところ、被告発者より上記2本の論文が同時又は極めて近接した日時に投稿されたことを示す証拠は提出されていない。なお、被告発者によれば、上記2本の論文は外部研究機関の判断によりプレプリントサーバーでの公開が取り消されており、上記2本の論文がプレプリントサーバーに投稿されたこと及び投稿日時を確認する手段は、外部研究機関に2本の論文が投稿された日時を問い合わせるしか方法がないとのことである。

そのため、被告発者の投稿が故意であるか過失であるかを判断するためには、外部研究機関に本件論文と別件論文データの投稿日時を問い合わせるほかないが、現時点において、本調査委員会が保有する資料及び情報を前提とする限り、被告発者による本件論文の投稿が故意であるとは断定することができない。

なお、本調査委員会としては、被告発者による投稿が故意であるか過失であるかについては、研究不正の動機の解明や別途検討されるべき懲戒処分の種類・量定の選択にもつながる重要な点であるため、別途、外部研究機関に問い合わせるなどの調査をすべきものとするが、本調査委員会に委託された調査権限の範囲を超える可能性があるため、上記調査の是非については、学長その他本学のしかるべき機関にて検討すべきである旨付言する。

4. 調査結果を踏まえた措置等

本学就業規則に基づき、被告発者に対し、厳正な懲戒処分を実施するのが相当である。

5. 再発防止にむけて

本件論文は、本学所属の教員が、本学所属でない共著者である研究者も本学所属という誤った表示で、過去に公表された論文とほぼ全く同一の内容でプレプリントサーバーに投稿したことが、同サーバーを運営する研究機関からの指摘により発覚した研究不正であり、このような研究不正が明らかとなれば、高度専門職業人を養成することが期待されている専門職大学である本学の社会的評価を著しく毀損するおそれがあり、再発防止のための具体的施策を実施することが不可欠である。

不正防止計画推進委員会により、研究不正に対する啓発を図るため、防止策の検討及び

より一層の啓蒙を推進することを望む。具体的には、以下のような再発防止策の策定・実施を検討されたい。

- (1) 公的資金を使用しない研究の不正に関する規則の整備
研究者としての行動規範、不正が疑われる場合の調査の手続・方法、本学所属の教員が査読を経ないプレプリントサーバーに論文を投稿する際の事前の手続、共著者の表示方法、投稿後の報告義務、研究不正に対する取下げ勧告、公表の措置などの適正なルールを定めた規則の整備
- (2) 研究倫理教育のさらなる充実
- (3) 剽窃チェックツールの積極的・効果的な活用
- (4) 部局ごとの不正防止の取組（研究を進める際の作法の教育・啓発、論文投稿前の自己点検と組織単位での確認）の検討、実施

以上